

新	旧	備考
<p>海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款</p> <p>平成13年4月1日 01-制度-00007 沿革 <u>平成24年9月24日 一部改正</u></p> <p>第1条 （略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この約款における以下の用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 「日本貿易保険」とは、法第4条に規定する独立行政法人日本貿易保険をいう。</p> <p>二 「貸付金債権等」とは、この証券記載の以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>イ 本邦法人又は本邦人が行う外国政府等、外国法人又は外国人に対する本邦外において行う事業に必要な長期資金に充てられる長期貸付金に係る債権</p> <p>ロ イに規定する長期資金を調達するために発行される外国政府等又は外国法人の公債、社債その他これらに準ずる債券</p> <p>ハ <u>「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」第16条、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」第12条、及び「中小企業者と農林業業者との連携による事業活動の促進に関する法律」第15条に係る貿易保険法の特例に該当する場合は、本邦の銀行等又は外国金融機関が行う外国法人又は外国人に対する本邦外において行う事業に必要な短期資金に充てられる長期貸付金に係る債権</u></p> <p>三 「海外事業資金貸付」とは、貸付金債権等の取得をいう。</p> <p>四 「貸付金等」とは、貸付金債権等の元本及び利子をいい、延滞利息その他貸付金債権等に基づき被保険者が有する元本</p>	<p>海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款</p> <p>平成13年4月1日 01-制度-00007 沿革 （略）</p> <p>第1条 （略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この約款における以下の用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 「日本貿易保険」とは、法第4条に規定する独立行政法人日本貿易保険をいう。</p> <p>二 「貸付金債権等」とは、この証券記載の以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>イ 本邦法人又は本邦人が行う外国政府等、外国法人又は外国人に対する本邦外において行う事業に必要な長期資金に充てられる長期貸付金に係る債権</p> <p>ロ イに規定する長期資金を調達するために発行される外国政府等又は外国法人の公債、社債その他これらに準ずる債券</p> <p>三 「海外事業資金貸付」とは、貸付金債権等の取得をいう。</p> <p>四 「貸付金等」とは、貸付金債権等の元本及び利子をいい、延滞利息その他貸付金債権等に基づき被保険者が有する元本</p>	

<p>及び利子以外の債権を含まない。</p> <p>五 「保険価額」とは、貸付金等の額をいい、二以上の時期に分割して貸付金等の償還を受けるべきときは、一の時期において償還を受けるべき部分の貸付金等の額をいう。</p> <p>六 「被保険者等」とは、保険契約者、被保険者若しくは保険金を受け取るべき者又はこれらの者の代理人若しくは使用人をいう。</p> <p>第3条 ～ 第39条 （略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成24年10月1日から実施する。</u></p>	<p>及び利子以外の債権を含まない。</p> <p>五 「保険価額」とは、貸付金等の額をいい、二以上の時期に分割して貸付金等の償還を受けるべきときは、一の時期において償還を受けるべき部分の貸付金等の額をいう。</p> <p>六 「被保険者等」とは、保険契約者、被保険者若しくは保険金を受け取るべき者又はこれらの者の代理人若しくは使用人をいう。</p> <p>第3条 ～ 第39条 （略）</p>	
--	---	--